

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した中小事業者等の皆様へ

令和  
3年度

# 固定資産税等軽減制度のあらまし

令和2年2月から同年10月までの間の連続する任意の3か月間の事業収入が、前年同時期と比べて一定の割合で減少している場合に、以下の割合で令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減する特例制度（以下「コロナ特例」と表記します。）です。

**30%以上 50%未満の減収⇒2分の1軽減**  
**50%以上の減収⇒全額軽減**

## ○軽減を受けられる方

以下のいずれかに該当する中小事業者等が対象となります。

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（大企業の子会社は除く。）
- ・ 資本または出資を有しない場合、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

## ○対象となる固定資産

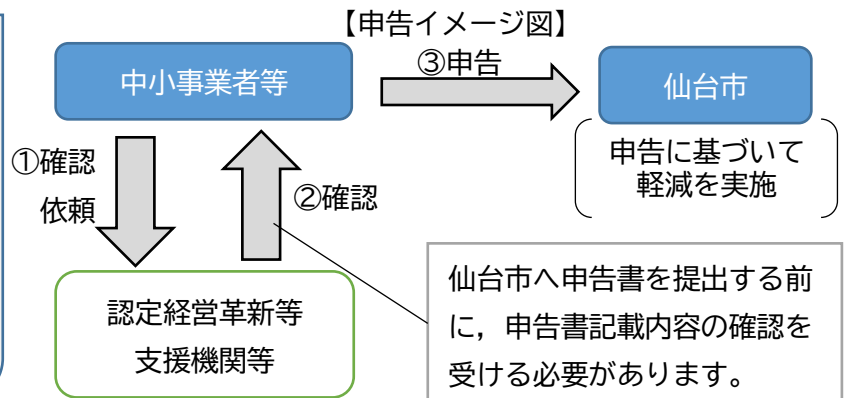
事業用家屋及び償却資産（自宅等の居住用家屋や土地は対象となりません。）

## ○コロナ特例申告書提出までの流れ

- ① 仙台市ホームページ（裏面Q&A参照）より、コロナ特例申告書をダウンロードし、必要事項を記入する。（様式は各自治体で異なります。仙台市指定の様式をご使用ください。）
- ② コロナ特例申告書及び必要書類<sup>※1</sup>を認定経営革新等支援機関等（裏面Q&A参照）へ提出し、特例要件を満たすことについての確認を受ける。
- ③ 確認を受けたコロナ特例申告書及び必要書類<sup>※1</sup>を仙台市に提出する。

※1 必要書類について

- 収入の減少を証する書類  
・ 会計帳簿、青色申告決算書等の写し
- 特例対象家屋の事業用割合を示す書類  
・ 青色申告決算書等の写し



## ○申告書提出期限

令和3年2月1日（月）<sup>※2</sup>までご提出ください。〔※2 締め切り当日の消印有効〕

新型コロナウイルス感染症防止の観点から窓口での混雑を避けるため、なるべく郵送での申告書提出にご協力ください。また、申告書の控えが必要な場合は、正本と副本を作成の上、切手を貼った返信用封筒を同封くださいますようお願いいたします。

○申告書の提出先・お問い合わせ先

【提出先】 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号  
仙台市財政局税務部資産課税課

【お問い合わせ】 固定資産税コロナ特例専用ダイヤル  
TEL 022-214-8804  
(仙台市財政局税務部内)

認定経営革新等支援機関等における確認業務に関する問い合わせ先

【お問い合わせ】

中小企業庁の相談専用ダイヤル  
TEL 0570-077322

※裏面にQ&Aを記載しております。

## Q&A～よくある質問～

問 コロナ特例の申告書はどのように取得すればいいですか？また、詳しい手続きについても教えてください。

答 仙台市ホームページの「ホーム>くらしの情報>手続きと相談>税金>市税について>固定資産税・都市計画税>固定資産税・都市計画税の制度と手続き」をご覧ください。

URL➡ <https://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/zekin/kekaku/index.html>

問 複数の事業を営んでいる場合、それぞれの事業ごとに「収入」の減少を判断するのでしょうか？

答 事業単位で判断するのではなく、全ての事業に係る収入の合計額で判断されます。

問 令和2年になってから開業した場合は、コロナ特例の対象となりますか？

答 コロナ特例は、新型コロナウイルスの影響によって一定の減収となったことが、前年同時期の収入との比較によって確認されることが要件となっているため、前年の業績がない方は対象となりません。

問 事業用家屋とはどのような家屋ですか？

答 その取得に要した費用が、法人税又は所得税において損金又は必要な経費に算入される家屋となります。また、事業用部分とそれ以外の居住用部分が混在する家屋の場合は、確定申告書の減価償却の計算における「事業専用割合」を用いて事業用部分を判断することとされています。なお、新規に取得した家屋のため、確定申告書の附属資料では確認ができない場合は、見取り図など、事業用部分（床面積）を明らかにする資料によって判断することとなります。

問 認定経営革新等支援機関等とはどのような機関ですか？

答 次に掲げるものが認定経営革新等支援機関等に該当します。

① 中小企業庁から認定経営革新等支援機関の認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、金融機関などをいいます。詳しくは下記をご参照ください。

⇒認定経営革新等支援機関については、中小企業庁のホームページ

URL➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

⇒金融機関での確認をお考えの場合は、金融庁のホームページ

URL➡ <https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

○都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

③ 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、確認書の発行を希望する者（①の認定がされている者を除く。）

○税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、各地の青色申告会など

※ なお、今回の申告に係る確認書の作成には、各機関が定める手数料が発生する場合がありますので、作成を依頼する前にご確認されるようお願いいたします。

問 仙台市の複数の区に事業用家屋や償却資産を所有していますが、申告は行政区ごとにしなければなりませんか？

答 仙台市内に所有している資産については、1つの申告書にまとめてご申告いただいで結構です。